令和７年９月

熊本県議会定例会議案

（条例等関係）

熊　　本　　県

議　案　目　録

第　9　号　熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……（　1　）
第　10　号　熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……（　2　）
第　11　号　熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について……（　3　）
第　12　号　熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……（　5　）
第　13　号　財産の取得について……（　6　）
第　14　号　令和７年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について……（　7　）
第　15　号　令和７年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について……（　10　）
第　16　号　令和７年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について……（　12　）
第　17　号　令和７年度県営林道事業の経費に対する村負担金について……（　13　）
第　18　号　令和７年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について……（　14　）
第　19　号　令和７年度道路事業の経費に対する市町村負担金について……（　16　）
第　20　号　令和７年度海岸事業の経費に対する市町負担金について……（　17　）
第　21　号　令和７年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について…（　18　）
第　22　号　令和７年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について……（　19　）
第　23　号　令和７年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について……（　20　）
第　24　号　工事請負契約の変更について……（　21　）
第　25　号　工事請負契約の締結について……（　22　）
第　26　号　工事請負契約の締結について……（　23　）
第　27　号　工事請負契約の締結について……（　24　）
第　28　号　工事請負契約の締結について……（　25　）
第　29　号　工事請負契約の締結について……（　26　）
第　30　号　専決処分の報告及び承認について……（　27　）
第　31　号　専決処分の報告及び承認について……（　28　）

第　32　号　専決処分の報告及び承認について……（　29　）
第　33　号　専決処分の報告及び承認について……（　30　）
第　34　号　専決処分の報告及び承認について……（　31　）
第　35　号　専決処分の報告及び承認について……（　32　）
第　36　号　和解及び損害賠償額の決定について……（　33　）
第　37　号　令和６年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について……（　35　）
第　38　号　令和６年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について……（　36　）
第　39　号　令和６年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について……（　37　）
第　40　号　令和６年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について……（　38　）
第　41　号　令和６年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について……（　39　）
第　42　号　令和６年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について……（　40　）
第　43　号　令和６年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について……（　41　）
第　44　号　令和６年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……（　42　）
第　45　号　令和６年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について……（　43　）
第　46　号　令和６年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について……（　44　）
第　47　号　令和６年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について……（　45　）
第　48　号　令和６年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……（　46　）
第　49　号　令和６年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について……（　47　）
第　50　号　令和６年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について……（　48　）
第　51　号　令和６年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について……（　49　）

第　52　号　令和６年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……（　50　）
第　53　号　令和６年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について……（　51　）
第　54　号　令和６年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について……（　52　）
第　55　号　令和６年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について……（　53　）
第　56　号　令和６年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について……（　54　）
第　57　号　令和６年度熊本県下水道事業会計決算の認定について……（　55　）

報　告　目　録

報告第１号　専決処分の報告について……（　56　）
報告第２号　専決処分の報告について……（　57　）
報告第３号　公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について……（　58　）
報告第４号　天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……（　59　）
報告第５号　豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……（　60　）
報告第６号　肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……（　61　）
報告第７号　一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について……（　62　）
報告第８号　公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について……（　63　）
報告第９号　公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について……（　64　）
報告第10号　公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について……（　65　）
報告第11号　公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について……（　66　）
報告第12号　公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について……（　67　）

報告第13号　一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について……（　68　）
報告第14号　公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について……（　69　）
報告第15号　希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……（　70　）
報告第16号　公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について……（　71　）
報告第17号　株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について……（　72　）
報告第18号　一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について……（　73　）
報告第19号　公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について……（　74　）
報告第20号　一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について……（　75　）
報告第21号　公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について……（　76　）
報告第22号　公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について……（　77　）
報告第23号　公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について……（　78　）
報告第24号　公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について……（　79　）
報告第25号　公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について……（　80　）
報告第26号　熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について……（　81　）
報告第27号　一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について……（　82　）
報告第28号　公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について……（　83　）
報告第29号　公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について……（　84　）
報告第30号　熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について……（　85　）

報告第31号　令和６年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について……（　86　）
報告第32号　五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について……（　87　）
報告第33号　い業振興に関する施策の報告について……（　88　）
報告第34号　熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について……（　89　）

第　９　号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４９２号の２中「第３０条の４４の１２」を「第３０条の４４の１３」に改め、同項第６５９号中「別表第３第１の項第３欄」を「別表第３第１の２の項第３欄」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１０　号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年熊本県条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改め、同条第２号中「３８６，５００円と５円１８銭」を「４１９，０００円と５円６２銭」に改める。

第１１条第１号中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改め、同条第２号中「２８円３５銭」を「３０円７３銭」に、「５８６，９０５円」を「６０９，６９０円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の第８条第１号及び第２号並びに第１１条第１号及び第２号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１１　号

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例

熊本県伝統工芸館条例（昭和５７年熊本県条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第６条中「平常的に」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第６条、第１４条関係）

区分			金額
伝統工芸館が所蔵し、又は寄託を受けた伝統的工芸品等の展示	個人	一般人	１人１回につき　２３０円
		大学生	１人１回につき　１４０円
	団体（２０人以上）	一般人	１人１回につき　１５０円
		大学生	１人１回につき　１１０円
上記以外の展示	知事がその都度定める額		

備考

１　「一般人」とは、満１５歳以上の者であって、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。

２　「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

別表第２の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第７条、第１０条、第１４条関係）

区分		金額
展示室１	午前９時から午後５時まで	７，５００円
展示室２	午前９時から午後５時まで	７，５００円
展示室３	午前９時から午後５時まで	５，６７０円
展示室４	午前９時から午後５時まで	５，６７０円
展示室５	午前９時から午後５時まで	６，９３０円
展示室６	午前９時から午後５時まで	５，９９０円
地下会議室	午前９時から正午まで	４，０５０円
	午後１時から午後５時まで	５，４００円
	午前９時から午後５時まで	９，４５０円
和室	午前９時から午後５時まで	４，８２０円

工房	午前９時から正午まで	３，４２０円
	午後１時から午後５時まで	４，５６０円
	午前９時から午後５時まで	７，９８０円
展示室１及び展示室２を一体的に使用する場合	午前９時から午後５時まで	１７，２５０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第５項までの規定は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊本県伝統工芸館条例（以下「条例」という。）第７条第１項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の条例の許可の申請に関する規定の例により、その許可の申請をすることができる。

３　前項の規定により許可の申請があった場合の改正後の条例第７条第１項（改正後の条例第１２条第３項において読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の許可については、施行日前においても、改正後の条例の許可に関する規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日において改正後の条例第７条第１項の規定により受けた許可とみなす。

４　前項の許可に係る改正後の条例第１０条第１項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表第２の区分の欄に掲げる施設及び使用の時間に応じ、同表の金額の欄に定める額を徴収することができる。

５　前項の規定にかかわらず、条例第１２条第１項の規定により熊本県伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県伝統工芸館の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第１４条第１項の利用料金を収受させることができ、当該指定管理者は、同条第３項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

（提案理由）

熊本県伝統工芸館の大規模改修に伴う展示室の新設及び施設使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、観覧料及び使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１２　号

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和２９年熊本県条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「又はスカート」を削る。

第３条第７号及び第９号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第６条本文中「き損」を「毀損」に、「代る」を「代わる」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「き損」を「毀損」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和２９年政令第１５１号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１３　号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所　在　地	面　積			
土地	八代市興善寺町字平石３９番ほか１５１筆	221,077平方メートル	個人（６２人）	新規工業団地整備事業の用地	1,266,443,785円

（提案理由）

新規工業団地整備事業を実施するため、土地を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１４　号

令和７年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和７年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
１　かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和２年度以前採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の１００分の２５に相当する金額
２　かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和３年度以降新規採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の１００分の２１に相当する金額
３　経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の１００分の２２．５に相当する金額
４　中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の１００分の１５に相当する金額
５　地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連）	工事費の１００分の２５に相当する金額
６　地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（一般地域に限る。））	工事費の１００分の２２．５に相当する金額
７　地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の１００分の１７．５に相当する金額
８　地域密着型農業基盤整備事業（ほ場整備事業関連）	工事費の１００分の２５に相当する金額
９　地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区に限る。））	工事費の１００分の２０に相当する金額
１０　地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区を除く。））	工事費の１００分の２５に相当する金額
１１　地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域	工事費の１００分の１５に相当

総合整備事業関連）	する金額
１２　地域密着型農業基盤整備事業（農道事業関連）	工事費の１００分の１０に相当する金額
１３　地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（防災ダム））	工事費の１００分の６に相当する金額
１４　地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（地震ため池））	工事費の１００分の１１に相当する金額
１５　地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（一般））	工事費の１００分の２１に相当する金額
１６　地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（河川工作物））	工事費の１００分の８に相当する金額
１７　地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成１７年度以前採択分（法指定地域を除く。）））	工事費の１００分の１９．５に相当する金額
１８　地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成１７年度以前採択分（法指定地域に限る。）））	工事費の１００分の１４．５に相当する金額
１９　地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成１８年度から平成２１年度までの新規採択分））	工事費の１００分の８に相当する金額
２０　地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成２２年度以降新規採択分））	工事費の１００分の１８に相当する金額
２１　地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成１７年度以前採択分））	工事費の１００分の２５に相当する金額
２２　地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成１８年度以降新規採択分））	工事費の１００分の２１に相当する金額
２３　地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（一般地域に限る。））	工事費の１００分の１５に相当する金額
２４　地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の１００分の１０に相当する金額
２５　地域密着型農業基盤整備事業（海岸保全事業関連）	工事費の１００分の５に相当する金額
２６　地域密着型農業基盤整備事業（災害復旧関	工事費の１００分の５０に相当

連）	する金額
２７　地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（施設関連））	工事費の１００分の０．３に相当する金額
２８　地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連（熊本地震関連）））	工事費の１００分の１．３５に相当する金額
２９　地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連（令和２年７月豪雨関連）））	工事費の１００分の１．５５に相当する金額
３０　農地等災害復旧事業	工事費の１００分の０．３に相当する金額
３１　農村地域防災減災事業（緊急浚渫推進事業）	工事費の１００分の５に相当する金額
３２　水産流通基盤整備事業	工事費の１００分の５に相当する金額
３３　漁港施設機能強化事業	工事費の１００分の５に相当する金額
３４　水産環境整備事業	工事費の１００分の１０に相当する金額
３５　水産生産基盤整備事業	工事費の１００分の５に相当する金額
３６　漁村再生交付金事業	工事費の１００分の１０に相当する金額
３７　単県漁港改良事業	工事費の３分の１に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第２７条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１５　号

令和７年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和７年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
１　かんがい排水事業（水利施設整備事業（排水対策特別型及び農地集積促進型）に限る。）	工事費の１００分の１０に相当する金額
２　かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和２年度以前採択地区分）に限る。）	工事費の１００分の１０に相当する金額
３　かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和３年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の１００分の１４に相当する金額
４　畑地帯総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の１００分の１０に相当する金額
５　経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の１００分の１０に相当する金額
６　農道整備事業	工事費の１００分の１０に相当する金額
７　中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（交付金事業分、競争力強化事業分及び耕作条件改善事業分）に係るものに限る。）	工事費の１００分の１０に相当する金額
８　中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和元年度以前採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の１００分の１０に相当する金額
９　中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和２年度以降新規採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の１００分の１１に相当する金額
１０　湛水防除事業（法指定地域を除く。）	工事費の１００分の１８に相当する金額

１１　湛水防除事業（平成１８年度以降新規採択分（法指定地域に限る。））	工事費の１００分の１３に相当する金額
１２　湛水防除事業（平成１７年度以前採択分（法指定地域に限る。））	工事費の１００分の１４．５に相当する金額
１３　防災ダム事業	工事費の１００分の６に相当する金額
１４　農地保全整備事業	工事費の１００分の１４に相当する金額
１５　ため池等整備事業	工事費の１００分の１４に相当する金額
１６　ため池緊急整備事業（一般地域に限る。）	工事費の１００分の１６に相当する金額
１７　ため池緊急整備事業（法指定地域に限る。）	工事費の１００分の１１に相当する金額
１８　特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域を除く。）	工事費の１００分の１０に相当する金額
１９　特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域に限る。）	工事費の１００分の５に相当する金額
２０　農業施設災害復旧事業	工事費の１００分の０．１に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９１条第６項において準用する同法第９０条第１０項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１６　号

令和７年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

令和７年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
１　農地海岸保全事業	工事費の１００分の５に相当する金額
２　漁港海岸保全施設整備事業	工事費の１００分の５に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第２８条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１７　号

令和７年度県営林道事業の経費に対する村負担金について

令和７年度において熊本県が施行する県営林道事業について、当該事業に要する経費のうち村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
県営林道事業	工事費の１００分の１０に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する県営林道事業に要する経費の一部を村に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第１６条第５項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１８　号

令和７年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和７年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
１　単県街路促進事業	工事費の１０分の１に相当する金額
２　街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業を除く。）	工事費の１０分の１に相当する金額
３　街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の１０分の１に相当する金額
４　直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工事費の１０分の１に相当する金額
５　直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工事費の２０分の１に相当する金額
６　重要港湾改修事業	工事費の１０分の１に相当する金額
７　地方港湾改修事業	工事費の５分の１に相当する金額
８　港湾補修事業	工事費の６分の１に相当する金額
９　重要港湾環境整備事業	工事費の１０分の１に相当する金額
１０　地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分場整備に限る。）	工事費の１０分の１に相当する金額
１１　急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要	工事費の２０分の１に相当する金額

援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの）	
１２　急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの）	工事費の１０分の１に相当する金額
１３　急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの）	工事費の１０分の１に相当する金額
１４　急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの）	工事費の５分の１に相当する金額
１５　単県急傾斜地崩壊対策事業	工事費の３分の１に相当する金額
１６　単県砂防事業	工事費の１０分の１に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第２７条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１９　号

令和７年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和７年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
１　単県道路改築事業（改良）	工事費の１０分の１．５に相当する金額
２　単県道路改良事業（側溝整備）	工事費の１０分の１．５に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第５２条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２０　号

令和７年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和７年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
１　海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の２０分の１に相当する金額
２　津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の２０分の１に相当する金額
３　単県海岸保全事業	工事費の２０分の１に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第２８条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２１　号

令和７年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和７年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の１０分の１に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３１条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２２　号

令和７年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和７年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
１　熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の２分の１に相当する金額
２　球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の２分の１に相当する金額
３　八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の２分の１に相当する金額
４　熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量１立方メートル当たり５０円
５　球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量１立方メートル当たり１１２円及び資本費６３，６９１，７９３円
６　八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量１立方メートル当たり１５４円

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第３１条の２第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２３　号

令和７年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について

令和７年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

事　　業　　名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の１０分の１．５に相当する金額

（提案理由）

令和７年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第１６条第５項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２４　号

工事請負契約の変更について

令和５年１２月熊本県議会定例会において議決された津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第２号工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和８年３月１３日まで」を「契約締結の日の翌日から令和８年３月３１日まで」に、契約金額「８５８，９１５，８３９円」を「７４３，２０１，０１４円」に変更することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２５　号

工事請負契約の締結について

消防学校本館・寄宿舎改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

１　工　　事　　名　消防学校本館・寄宿舎改築工事

２　工　事　内　容　本館・寄宿舎の改築

鉄筋コンクリート造及び木造、地上４階建て、延べ面積５，４１２平方メートル

３　工　事　場　所　上益城郡益城町惣領２１６７地内

４　工　　期　契約締結の日の翌日から令和９年７月３０日まで

５　契　約　金　額　２，８０３，９００，０００円

６　契約の相手方　福岡県福岡市中央区薬院一丁目１４番５号

西松・建吉・岩永特定建設工事共同企業体

代表者　西松建設株式会社九州支社　執行役員支社長　高橋一太

７　契　約　の　方　法　一般競争入札

（提案理由）

消防学校本館・寄宿舎改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年熊本県条例第３０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２６　号

工事請負契約の締結について

消防学校本館・寄宿舎電気設備工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

１　工　　事　　名　消防学校本館・寄宿舎電気設備工事

２　工　事　内　容　消防学校本館・寄宿舎の改築に伴う、電灯・動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、映像・音響・拡声設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、火災報知設備、防災無線設備、構内配電線路、構内通信線路等の電気設備工事

３　工　事　場　所　上益城郡益城町惣領２１６７地内

４　工　　期　契約締結の日の翌日から令和９年７月３０日まで

５　契　約　金　額　７７８，０３０，０００円

６　契約の相手方　熊本市中央区世安二丁目１番２９号
電盛社・大光電業建設工事共同企業体
代表者　株式会社電盛社　代表取締役　米岡琢也

７　契　約　の　方　法　一般競争入札

（提案理由）

消防学校本館・寄宿舎電気設備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年熊本県条例第３０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２７　号

工事請負契約の締結について

消防学校本館・寄宿舎機械設備工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

１　工　　事　　名　消防学校本館・寄宿舎機械設備工事

２　工　事　内　容　消防学校本館・寄宿舎の改築に伴う、空気調和設備、換気設備、計装設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備等の機械設備工事

３　工　事　場　所　上益城郡益城町惣領２１６７地内

４　工　　期　契約締結の日の翌日から令和９年７月３０日まで

５　契　約　金　額　６５０，７３６，９００円

６　契約の相手方　熊本市東区御領六丁目４番５２号
協成・熊本利水建設工事共同企業体
代表者　協成設備工業株式会社　代表取締役　髙村洋行

７　契 約 の 方 法　一般競争入札

（提案理由）

消防学校本館・寄宿舎機械設備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年熊本県条例第３０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２８　号

工事請負契約の締結について

第一高校長寿命化改修（第四期）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

１　工　　事　　名　第一高校長寿命化改修（第四期）工事

２　工　事　内　容　（１）特別教室・管理棟の改修

鉄筋コンクリート造、地上４階建て、延べ面積３，７８９平方メートル

（２）渡り廊下（西側及び東側）の改修

鉄筋コンクリート造、地上２階建て、延べ面積各８４平方メートル

（３）駐輪場（西側）の改築

鉄骨造、平屋建て、延べ面積５４平方メートル

（４）駐輪場（東側）の改築

鉄骨造、平屋建て、延べ面積６４平方メートル

３　工　事　場　所　熊本市中央区古城町３番１号地内

４　工　　期　契約締結の日の翌日から令和９年２月１９日まで

５　契　約　金　額　１，２０６，７００，０００円

６　契約の相手方　熊本市中央区水前寺公園２８番４３－５０１号

坂口・増永・三友特定建設工事共同企業体

代表者　坂口建設株式会社　代表取締役　坂口洋亮

７　契　約　の　方　法　一般競争入札

（提案理由）

第一高校長寿命化改修（第四期）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年熊本県条例第３０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２９　号

工事請負契約の締結について

菊池支援学校高等部棟新築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

１　工　　事　　名　菊池支援学校高等部棟新築工事

２　工　事　内　容　（１）管理・教室棟の新築

木造、平屋建て、延べ面積９３６平方メートル

（２）普通教室棟の新築

木造、平屋建て、延べ面積４２１平方メートル

（３）作業棟の新築

木造、平屋建て、延べ面積２３８平方メートル

（４）渡り廊下（屋内廊下）の新築

鉄骨造、平屋建て、延べ面積１５平方メートル

（５）渡り廊下（吹きさらし）の新築

鉄骨造、平屋建て、建築面積２５平方メートル

３　工　事　場　所　合志市合生４３００番地地内

４　工　　期　契約締結の日の翌日から令和８年１１月２６日まで

５　契　約　金　額　６６８，８００，０００円

６　契約の相手方　阿蘇郡小国町宮原１９７８番地

橋本・豊建設工事共同企業体

代表者　株式会社橋本建設　代表取締役　渡邉建英

７　契 約 の 方 法　一般競争入札

（提案理由）

菊池支援学校高等部棟新築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年熊本県条例第３０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３０　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　８　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発生日 路線名等 発生場所 事故の原因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和７年２月３日 主要地方道大津植木線 合志市竹迫地内 倒竹	個　人 （車両所有者）	３５，２００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　３１　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　１２　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月２０日専決

熊本県知事　木　村　敬

発生日 路線名等 発生場所 事故の原因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和７年３月１５日 一般県道辛川鹿本線 合志市福原地内 倒竹	個　人 （車両所有者）	７５６，２００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　３２　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　９　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発生日 路線名等 発生場所 事故の原因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和７年３月１５日 一般国道３２５号 上益城郡山都町東竹原地内 穴ぼこ	個　人 （車両所有者）	３８，０１６円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　３３　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　１０　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発生日 路線名等 発生場所 事故の原因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和７年３月３０日 主要地方道南小国波野線 阿蘇郡南小国町大字赤馬場地内 穴ぼこ	個　人 （車両所有者）	２３，０００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　３４　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　１１　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発生日 路線名等 発生場所 事故の原因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和７年４月１８日 主要地方道坂本人吉線 球磨郡山江村大字万江甲地内 落石	個　人 （車両所有者）	２２，０４４円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　３５　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　１３　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月２０日専決

熊本県知事　木　村　敬

発生日 路線名等 発生場所 事故の原因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和７年５月２６日 主要地方道芦北球磨線 葦北郡芦北町大字白木地内 落石	個　人 （車両所有者）	１３４，２５５円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　３６　号

和解及び損害賠償額の決定について

令和５年に職員が公務に起因して自死に至ったことについて、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人（２人）（当該職員の配偶者及び子）	１００，１２７，５１８円に遅延損害金を加算した金額	１　県は、本件自死が、当該職員が所属していた教育事務所長や歴代教育長をはじめとする、教育委員会事務局による勤務時間及び健康管理についての安全配慮義務懈怠により生じたことについての責任を重く受けとめ、衷心より謝罪する。 ２　県は、当該職員が県の教育行政のため心身を賭して多大な貢献をされたことに対し、感謝の念を表する。 ３　県は、全ての職員が本件自死のような心身の健康を損ねることが再度生じることがないよう、勤務時間管理、健康管理に万全の措置を講じることを誓約する。 ４　県は、本件自死についての解決金として、地方公務員災害補償基金の既払金及び将来支給される遺族補償年金のほか左の損害賠償の額の支払義務があることを認め、令和７年１１月３０日限り支払う。 ５　当事者双方には、上記に定めるもののほか、本件自死につき、何

		らの債権債務関係がないことを確認する。

（提案理由）

職員が公務に起因して自死に至ったことについて、和解及び損害賠償額の決定をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３７　号

令和６年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県一般会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　３８　号

令和６年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　３９　号

令和６年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４０　号

令和６年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４１　号

令和６年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４２　号

令和６年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４３　号

令和６年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４４　号

令和６年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４５　号

令和６年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４６　号

令和６年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４７　号

令和６年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４８　号

令和６年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　４９　号

令和６年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５０　号

令和６年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５１　号

令和６年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５２　号

令和６年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和６年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５３　号

令和６年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により令和６年度熊本県病院事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第３０条第４項の規定により令和６年度熊本県病院事業会計決算について認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５４　号

令和６年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により令和６年度熊本県電気事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第３０条第４項の規定により令和６年度熊本県電気事業会計決算について認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５５　号

令和６年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和６年度熊本県工業用水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５６　号

令和６年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により令和６年度熊本県有料駐車場事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第３０条第４項の規定により令和６年度熊本県有料駐車場事業会計決算について認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

第　５７　号

令和６年度熊本県下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和６年度熊本県下水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　１６　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月２９日専決

熊本県知事　木　村　敬

発　生　日 発　生　場　所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
令和７年６月２５日 人吉市鍛冶屋町地内	個　人 （所有者） 店舗看板	４５，３２０円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第　２　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　１５　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和７年８月２６日専決

熊本県知事　木　村　敬

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和７年２月１６日 菊池郡大津町大字平川地内	個　人 （所有者） フェンス等	１１０，０００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和７年６月９日 熊本市東区健軍地内	個　人 （車両所有者） 軽乗用車	１８０，０００円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
3	令和７年４月１日 熊本市東区東町地内	個　人 （車両所有者） 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第　３　号

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公立大学法人熊本県立大学の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　４　号

天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、天草エアライン株式会社の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　５　号

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　６　号

肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　７　号

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　８　号

公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県総合保健センターの令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　９　号

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１０　号

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１１　号

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１２　号

公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県環境整備事業団の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１３　号

一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人熊本テルサの令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１４　号

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１５　号

希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、希望の里ホンダ株式会社の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１６　号

公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人くまもと産業支援財団の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１７　号

株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、株式会社テクノインキュベーションセンターの令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１８　号

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人熊本県伝統工芸館の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　１９　号

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県立劇場の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２０　号

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２１　号

公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益社団法人熊本県畜産協会の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２２　号

公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県農業公社の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２３　号

公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益社団法人熊本県林業公社の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２４　号

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２５　号

公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人くまもと里海づくり協会の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２６　号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、熊本県道路公社の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２７　号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人白川水源地域対策基金の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２８　号

公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県武道振興会の令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２９　号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの令和６年度決算に関する書類及び令和７年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　３０　号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５０条第６項の規定により、令和６年度の熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　３１　号

令和６年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和６年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

報告第　３２　号

五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について

熊本県五木村振興推進条例（平成２０年熊本県条例第６９号）第３条第２項の規定により、令和６年度の五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況を次のとおり報告する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

令和６年度の進捗状況

（１）生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進

住民生活の向上を図るための、希望する全世帯及び全事業所へのＩＰ電話機能及び村からの告知機能等を備えた受話器付きタブレットの導入や、人吉高校五木分校魅力向上プロジェクトによる東京大学先端科学技術研究センター等との連携授業の本格化、小中一貫教育推進の検討、子育て世代へのライフステージに応じた切れ目のない子育て・教育支援を行う子育て応援支援事業などに取り組んだ。

（２）豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出

五木村モデル林を活用したモニターツアーの実施や、くまもと林業大学校県南校の機能拡充の効果を村の振興につなげる県立施設を核とした五木村振興推進事業、Ｊ－クレジット取得のための森林吸収量クレジット化推進事業、生産現場の生産環境データの収集・分析や自動散水システムの構築等による原木しいたけ生産ＤＸ実証事業、村内事業所の求人情報の発信やＰＲ動画・チラシの制作等を行う移住定住促進事業などに取り組んだ。

（３）新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備

新たな平場整備に向けた協議・検討や、五木東小学校前平場整備、五木村の安全・安心の確保に向けた河川改修事業、土砂流出等防止に必要な流域保全総合治山事業、国道４４５号道路改良事業、県道宮原五木線道路改良事業、村道・林道改良修繕事業などに取り組んだ。

（４）豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興

五木村の中心部である東地区の活性化に向けたグランドデザイン策定のための協議会による提案書の作成や、宮園周辺地域の拠点整備と賑わいづくりのための「五木村宮園周辺地域ふるさとづくり計画（五木村宮園周辺地域振興策）」の策定、道の駅「子守唄の里五木」の施設改修、利便性・機能性向上に向けた検討などに取り組んだ。

報告第　３３　号

い業振興に関する施策の報告について

熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例（令和７年熊本県条例第２６号）第４条第７項の規定により、令和７年度の熊本県におけるい業振興に関する施策を次のとおり報告する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

い業振興に向けた各種施策の推進

いぐさ・畳表の生産対策・流通対策・消費対策を一体的に図るため、いぐさ生産の機械化体系の維持及び中長期的な需要創出に向けた取組を実施するとともに、各関係団体の生産・流通・消費対策活動を支援する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和７年度６月補正後予算額（千円）	担当課
1	いぐさ産地総合支援事業	8,443	農産園芸課
2	いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業	23,319	農産園芸課
3	くまもと畳表価格安定対策事業	33,045	農産園芸課
4	県産いぐさ畳表流通緊急推進事業	10,000	農産園芸課

報告第　３４　号

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条第１項の規定により、令和６年度の熊本県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和７年９月１６日提出

熊本県知事　木　村　敬

発 行 者：熊本県
所　　属：財政課
発行年度：令和７年度